

## 凡例

この統計は、平成18年度における鳥獣保護及び狩猟行政に関し、各都道府県から提出された「鳥獣関係統計報告」を主体とし、これに環境大臣の許可権限にかかる鳥獣の捕獲件数等の資料を加え、集計とりまとめたものです。

平成21年12月

環境省自然環境局野生生物課

### (注記)

1. 単位は原則として、各表の右段または区分欄に（ ）書きで表示しています。
2. 金額にかかる単位について千円として整理しているものについては、各項目別に千円未満を四捨五入しています。
3. 比率については、小数点以下3位を四捨五入し、これを%として表示しています。
4. 比較のため掲載している平成16年度、平成17年度の数値は、訂正等により過去の統計値とは異なっている場合があります。
5. 環境大臣の許可権限にかかる鳥獣の捕獲件数等は、平成18年4月から平成19年3月までに許可されたものについての値です。
6. 平成14年度以前の免許区分は、「綱・わな」が「甲種」、「第一種」が「乙種」、「第二種」が「丙種」に相当します。
7. 地方税法の改正により、平成16年度から狩猟者登録税と入猟税が一本化されて狩猟税となっています。
8. 本統計資料は、各都道府県からの報告を集計しており、個々の数値等に関しては当該都道府県へ問い合わせください。
9. 表1、2、4、8における「(1)総計」には「有害鳥獣被害防止に関する構造改革特区」に係るデータは含まれません。
10. 平成18年度より「33外来生物法に基づく防除による捕獲特定外来生物数」を追加しました。